

随意契約理由書

件名	須磨(飛松町他)配水管取替工事	
契約の相手方	株式会社 西原組	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和2年8月7日に入札中止となった。</p> <p>本工事は災害時等にバックアップ管路として機能する幹線管路を整備するとともに、周辺の経年配水管を更新する工事である。当該工事エリアは市街地に位置しており、整備予定の管路は災害時等には重要な幹線管路となり、整備が遅延することで、市民生活に多大な影響を及ぼすリスクが高いことから、速やかな現場着手が必要である。</p> <p>契約相手方の選定にあたり、本工事の入札参加を希望した者に再度打診したが断られたため、工事場所である須磨区の土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある事業者を優先して契約交渉を行ったが、技術者の手配ができない等の理由で合意には至らなかった。そこで、水道工事の実績がある市内地元業者を対象を広げて順次交渉を行っていったところ、上記請負人と合意に至った。</p> <p>なお、上記請負人は、北区に本社を持ち、迅速な人員及び資材の確保が期待できる。また、水道工事の実績も有している。以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するため、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局配水課	(電話番号 322-5900)